平成２９年（フ）第２８６号
兵庫県姫路市網干区福井155番地２レオパレス鮎208、従前の住所長崎県佐世保市花高３丁目１番８―101号
債務者　有川　浩史
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２９年（フ）第２９１号
兵庫県相生市相生5326、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区和久500番地４
債務者　カーファクトリーミズノこと　水野繁樹
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２９年（フ）第３４０号
兵庫県相生市向陽台22番３号　コットンハウス201
債務者　下家　隆太
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２９年（フ）第８４号
鳥取県境港市米川町68番地１　サンパティオⅡ　201号室
債務者　池田　公則
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部
平成２９年（フ）第１２１０号
福岡市早良区野芥７丁目23番10号
債務者　美奈川勝人
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２９年（フ）第１２６６号
福岡市中央区小笹３丁目９番11―602号
債務者　片山　　唯
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２９年（フ）第８６号
福岡県嘉麻市漆生839番地26　コーポプルミエＢ号
債務者　藤川　一刀
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２９年（フ）第２０６号
山梨県北杜市白州町台ヶ原81番地２
債務者　笠谷　美香
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２９年（フ）第２０８号
山梨県甲府市下小河原町250番地１　グレイスリー相ノ原Ｂ
債務者　松ヶ谷勝史
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２９年（フ）第３１７号
熊本市中央区国府２丁目２番６―103号　県営堀の内団地６棟、前住所熊本市中央区新大江３丁目11番４―９号　渡瀬第２団地
債務者　安部　貴之
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２９年（フ）第２２４号
沖縄県那覇市牧志１丁目16番３号　204
債務者　崎山　綾子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２９年（フ）第２４９号
沖縄県糸満市字糸満232番地の４　コーヨーマンション２　301
債務者　宇津野友子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２９年（フ）第４９号
茨城県神栖市柳川中央１丁目13番地８　安藤荘10号
債務者　大島めぐみ
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部
平成２９年（フ）第２２２号
岐阜県本巣市曽井中島1170番地４（雇用促進住宅２号棟303号室）
債務者　伊藤　信一
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
岐阜地方裁判所
平成２９年（フ）第２４３号
岐阜県各務原市蘇原吉野町３丁目122番地
債務者　神原えり子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
岐阜地方裁判所
平成２９年（フ）第１８２号
長崎県長崎市横尾５丁目２番11―104号
債務者　阪口　光子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２９年（フ）第８４号
北海道小樽市祝津１丁目93番地、前住所札幌市手稲区前田１条９丁目３番２号　ニューコーポ及川
債務者　荘司　征子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部